

◎新潟県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課、新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市真人町字堀手乙805番2から 十日町市野口2587番1まで	新	(A)6.9～37.1メートル	192.5メートル
		(B)6.9～19.4メートル	201.2メートル
	旧	6.9～27.7メートル	192.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。